

福岡医発第 177 号 (地)
令和 3 年 4 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の検査実施に係る福岡県との
集合契約期間の延長について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記契約の件につきましては、令和 2 年 10 月 9 日付け福岡医発第 1888 号 (地) にて、発熱患者等が地域のかかりつけ医療機関等においても新型コロナウイルス感染症に係る検査が実施できる体制を整備することを目的として、福岡県と集合契約を締結した旨、ご連絡いたしました。

今般、福岡県より本会に対し契約期間の延長に関する変更契約の締結依頼があり、令和 3 年 4 月 1 日開催の第 1 回全理事会において協議の結果、承認いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、昨年度、委任状等の関係書類をご提出いただいた医療機関においては、改めてご提出いただく必要はございませんが、今後新たに契約参加を希望する県域に所在する医療機関においては、別添の委任状等をご提出いただくよう、ご案内の程よろしくお願い申し上げます。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて (質疑応答集)」が更新されておりますので、併せてお送りいたします。

記

<送付資料>

1. 行政検査の委託契約締結に関する委任状・誓約書・役員名簿
2. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて (質疑応答集)
【第 3 版 (※令和 3 年 4 月更新)】

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）
の委託契約締結に関する委任状

代理人：公益社団法人 福岡県医師会

委任者

- ①医療機関名：_____
- ②郵便番号：_____
- ③住 所：_____
- ④電話番号：_____
- ⑤代表者氏名：_____

当院は、公益社団法人福岡県医師会（取りまとめ機関）に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

○ 新型コロナウイルス感染症に係る

PCR検査（喀痰、唾液、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの、自己採取したもの））又は、

抗原定性検査（鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事医者が採取したもの））
又は、

抗原定量検査（唾液、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事医者が採取したもの、自己採取したもの））

の実施について、福岡県からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

- 当院が行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの福岡県に対する表明

（裏面につづく）

(検査又は検体により参加要件が異なりますので、下表を参考に□にチェックをつけてください。参加要件となる箇所全てにチェックがつくことが必要です。)

1	☐ 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい）
2	☐ 必要な検査体制が確保されていること
3	医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その３）」（令和２年１０月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。 ☐ ① 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。 ☐ ② 採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。 ☐ ③ 医療従事者が鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。 ☐ ④ エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

検査種別	検 体	参加要件
P C R 検 査	唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの）	1, 2, 3 (①, ②)
	喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）	1, 2, 3 (①, ②, ③, ④)
抗原定性検査	鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの、自己採取したもの）	1, 2, 3 (①, ②, ③, ④)
抗原定量検査	唾液、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの、自己採取したもの）	1, 2, 3 (①, ②, ③, ④)

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 私は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約書第 9 条（以下「暴力団排除条項」という。）第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記 1 の暴力団排除条項第 1 項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<事務契約書抜粋（暴力団排除条項等）>

第9条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、単価に、本契約において工が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

医療機関名	
-------	--

役員名簿

氏名カナ (半角カナで入力、 姓と名は半角スペースで分ける)	氏名 (姓と名は全角スペースで分ける)	生年月日				性別 男性:M 女性:F
		元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月	日	

入力上の留意点

- 1 列追加の不可、行追加は可。
- 2 外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。
- 3 アルファベット氏名はカタカナで入力すること。
- 4 常用漢字ではない文字が氏名に使用されている場合は、簡体字を当ててください。
- 5 適当な簡体字がない場合は、欄ごと空白としてください。
- 6 照会データは一つのSHEETにまとめてください。(複数のSHEETは不可)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の 取扱いについて（質疑応答集）【第3版】

令和3年4月

**福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
公益社団法人福岡県医師会**

はじめに

- 令和2年10月以降、インフルエンザ流行期における診療・検査体制を確保するため、地域で身近な医療機関においても新型コロナウイルス感染症に係る行政検査が可能となるよう、医療機関との委託契約締結を積極的に進めてきました。
- 一方、厚生労働省は、インフルエンザ流行期が過ぎた後においても、今後、新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、その体制を維持することを求めていることから、本県の医療機関の皆様におかれましては、診療・検査体制の維持について、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

質疑・応答

- Q1 行政検査を実施するための具体的な要件はあるか。
- Q2 AIの「疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと」とは、具体的にどういうことか。
- Q3 AIの「必要な検査体制が確保されていること」とは、具体的にどういうことか。
- Q4 委託契約を締結した場合、検査協力医療機関名は公表されるのか。
- Q5 補助額はいくらなのか。
- Q6 各種検査にはどのような違いがあるのか。
- Q7 発熱等患者の来院にあたって、特に留意することはあるか。
- Q8 検査結果が陽性であった患者への対応について、特に留意することはあるか。
- Q9 検査結果の報告は、いつまでに、どのように行えばよいのか。
- Q10 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）での報告は必要なのか。
- Q11 県とどのような形で委託契約を締結するのか。

Q1 行政検査を実施するための具体的な要件はあるか。

A1 実施する検査方法別に要件があります。

1 PCR 検査(唾液、鼻腔拭い液(自己採取したもの))又は抗原検査(唾液、鼻腔拭い液(自己採取したもの))のみを行う場合

- ・ 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい)こと。
- ・ 必要な検査体制が確保されていること。
- ・ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。(詳細は以下(参考)を参照)
 - ① 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ② 採取された唾液又は鼻腔拭い液(自己採取したもの)検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

2 PCR 検査(喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液(医療従事者が採取したもの)等の唾液及び鼻腔拭い液(自己採取したもの)以外の検体)又は抗原検査(鼻腔拭い液(医療従事者が採取したもの)、鼻咽頭拭い液)も行う場合

上記①に加え、以下の措置を講ずること。

- ③ 医療従事者が鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。
- ④ エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、N95マスク(または DS2 など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その3)」(抜粋)
(令和2年10月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2 新型コロナウイルス感染症患者(同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。)を診察する際の感染予防策について (1) 各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講ずること。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ② 同患者から採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- ③ 医療従事者が同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。
- ④ 同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、N95マスク(または DS2 など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。
- ⑤ 同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ⑥ 基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ⑦ 個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜に触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

Q2 A1の「疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい)こと」とは、具体的にどういうことか。

A2 ゾーニングの例として、以下のような方法が想定されています。(必須要件ではなく、実情に応じて検討すること。)

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(抜粋)

(令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2. 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備における基本的な方向性について

(1) 地域の実情に応じて、多くの医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制を整備すること。

(医療機関における感染管理)

- 地域の診療所等で新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療・検査する場合、院内感染対策のため、患者の事前予約制の徹底と動線の確保を行う必要がある。
- これまで帰国者・接触者外来を担っていた医療機関は感染症指定医療機関や地域の基幹医療機関が多く、入口や診察室が複数確保できる等、医療機関内で動線の確保が比較的容易であったが、地域の診療所等において、必ずしも同様に院内感染防止のための動線の確保等ができるとは限らない。そこで、各地域や医療機関において、その実情を踏まえて、院内感染を防止しつつ、発熱患者の診療・検査を行う体制を検討していく必要がある。
- まずは、消毒や換気時間の短縮が可能で、患者の分泌物やエアロゾルへの曝露が限定的となる医療機関の診察室外での診療・検査を以下の方法で行うことを検討すること。
 - ・ 医療機関の駐車場において患者が自家用車等に乗った状態で診療・検査を行う。
 - ・ 診察室ではなく駐車場等の医療機関の敷地内で、必要に応じてプレハブや簡易テントを設置した上で、診療・検査を行う。
- 一方、建物外の診察・検査スペースを用意できず、診察室や待合室等を発熱患者等とそれ以外の患者で分けすることができない場合等は、他の患者との時間的な分離が必要となる。そのため、
 - ・ 診察時間のうちの一部の時間帯を発熱等疑い患者の診察時間に設定する(その場合、地域の診療所等と時間帯を分担することが望ましい。)
 - ・ 地域の複数の診療所で輪番制を組んで、曜日単位等で発熱患者等の診察をする医療機関を設定する等の対応を、地域の実情に応じて検討すること。
- 夜間・休日にも一定の相談・診療・検査体制が確保できるよう地域において調整の上体制整備を行うこと。

Q3 A1の「必要な検査体制が確保されていること」とは、具体的にどのようなことか。

A3 必要に応じて、採取した検体の検査を民間検査機関へ委託してください。

- ・ 診察した医療機関において検体の検査を行わない（採取のみ行う）場合は、民間検査機関へ検査の委託を行う必要があります。委託にあたっては、検体採取後の連絡方法、搬送方法、結果判明日時や検査結果の受取方法等の確認や調整を行ってください。
- ・ 現在把握している新型コロナウイルス核酸検出を受託可能な民間検査機関（県内）は、下表のとおりです（検査方法等の詳細につきましては各検査機関にお問い合わせください）。

民間検査機関一覧表
(SARs-CoV-2核酸検出を受託可能な民間検査機関)

※今後の検査状況等によっては、本表に記載のとおりとはならない可能性があります。
詳細については各検査機関に直接お問い合わせください。

	検査機関名	住所・連絡先	対応可能日時	検査方法	検体提出方法	結果通知
1	有限会社 北九州衛生検査研究所	〒802-0044 北九州市小倉北区熊本2-7-32 TEL:093-531-5667 FAX:093-531-5667	平日 9時～17時	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・ 唾液)	ゆうパック・集荷	当日・翌日
2	公益財団法人 北九州生活科学センター	〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町1番4号 TEL:093-881-8282 FAX:093-881-8333	平日 9時～17時 (応相談)	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・ 唾液) ※主に唾液	原則集荷	当日・翌日
3	株式会社 キューリン	〒806-0046 北九州市八幡西区森下町27-25 TEL:093-642-3911 FAX:093-642-3967	平日 9時～18時	PCR検査 (鼻咽頭拭い液・唾液・ 鼻腔拭い液)	原則集荷	当日・翌日
4	株式会社 エスアールエル SRL Advanced Lab. FMA	〒814-0001 福岡市早良区百道浜1丁目6-9 TEL:050-2000-4855	平日 9時～17時30分	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・ 唾液) 抗原定量検査 (唾液)	自社による 集荷	翌日にFAXで報告後、 翌々日に正報告 (※祝祭日、連休が 絡む場合は要確認)
5	株式会社 ビー・エム・エル	〒812-0857 福岡市博多区西月隈1丁目2-27 TEL:092-621-9991 FAX:092-621-9995	月～土 9時～17時 (応相談)	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・ 唾液)	集荷	翌朝
6	株式会社 協同医学研究所	〒812-0857 福岡市博多区西月隈1丁目2-27 TEL:092-621-8558 FAX:092-433-8458	月～土 9時～17時 (応相談)	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・ 唾液)	集荷	翌朝
7	株式会社 リンテック	〒812-0857 福岡市博多区西月隈1丁目2-27 TEL:092-474-1591 FAX:092-474-0289	平日 9時～17時	PCR検査 (鼻咽頭拭い液・唾液)	集荷	翌日
8	株式会社 シー・アール・シー	〒813-0062 福岡市東区松島3丁目29-18 TEL:092-623-2111 FAX:092-623-2112	月～土 9時～18時	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・ 唾液)	原則集荷	翌日
9	ジェノプランジャパン 株式会社	〒819-0388 福岡市西区九大新町4-1 福岡市産学連携交流センター221号室 TEL:050-1302-5784 FAX:092-707-4472	平日 9時～18時 土曜 9時～12時	PCR検査 (唾液)	郵便(速達かつ特定 記録便(3重包装)) 条件が合えば 集荷も可能	検体受付から 約48時間以内

Q4 委託契約を締結した場合、検査協力医療機関名は公表されるのか。

A4 検査協力医療機関の公表の予定はありません。

- ・ ただし、関係者（県等、保健所、医師会、地域の医療機関ほか必要と認められる機関）内で情報共有する場合があります。
- ・ また、「診療・検査医療機関」の指定を受け、公表可とした場合は、「診療・検査医療機関」として県ホームページに医療機関名、電話番号等を掲載する場合があります。

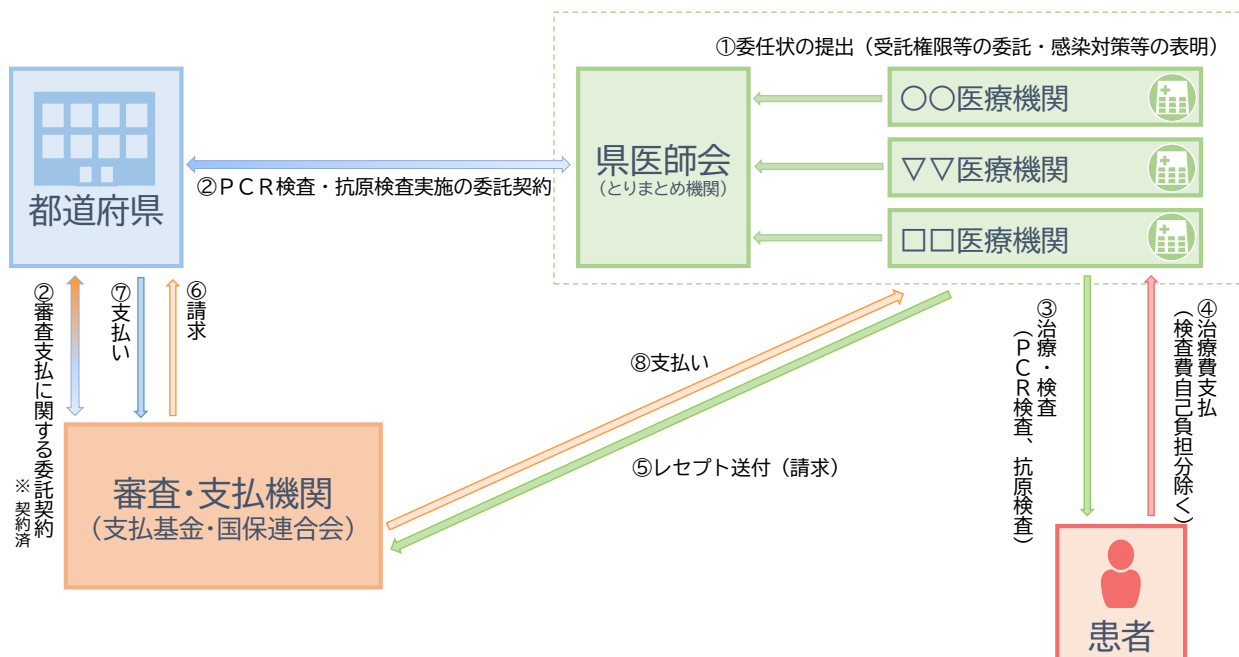
Q5 補助額はいくらなのか。

A5 ①又は②に係る、本補助事業による補助がなければ受診者が自己負担することとなる金額です。

- ① PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）+ 検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）
- ② 抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）+ 検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）

※ 保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第37条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとする。

新型コロナウイルス感染症対応（PCR検査・抗原検査の費用自己負担分スキーム）



Q6 各種検査にはどのような違いがあるのか。

A6 各種検査の特徴は以下のとおりです。特徴に留意して検査を行ってください。なお、迅速・スムーズな診断・治療につなげるべく、抗原定性検査(簡易キット)を最大限活用した検査体制をご検討ください。

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針 第3.1版(P15)」

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										
検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査(定量)			抗原検査(定性)		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者(症状 消退者含む)	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	○	× (※1)
	発症から 10日目以降	○	○	— (※3)	○	○	— (※3)	△ (※2)	△ (※2)	× (※1)
無症状者		○	— (※3)	○	○	— (※3)	○	— (※4)	— (※4)	× (※1)
想定される主な活用場面		・検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 ・大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。			・検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 ・無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。			・目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 ・現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。		

※1: 有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

※2: 使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。(△)

※3: 推奨されない。(—)

※4: 確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査による確認すること。

* : 引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。抗原検査(簡易キット)については、発症2日目から9日目以内

(検査フロー案)





Q7 発熱等患者の来院にあたって、特に留意することはあるか。

A7 発熱患者等から受診に関する相談が寄せられた場合は、来院時間、方法(マスクを着用して受診すること、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関の方法による受診を控えてほしいこと、事前に自宅で体温を測ってメモしておくこと、ドライブスルー方式であれば自家用車のナンバーや車種等の連絡をすること等)の説明・調整をお願いします。

Q8 検査結果が陽性であった患者への対応について、特に留意することはあるか。

A8 検査の結果、陽性であった場合、原則、自宅で保健福祉(環境)事務所からの連絡を待ついただくこととなります。検査実施時に、自宅待機に係る資料等をお渡しいただき、自宅での過ごし方の注意点を周知ください。

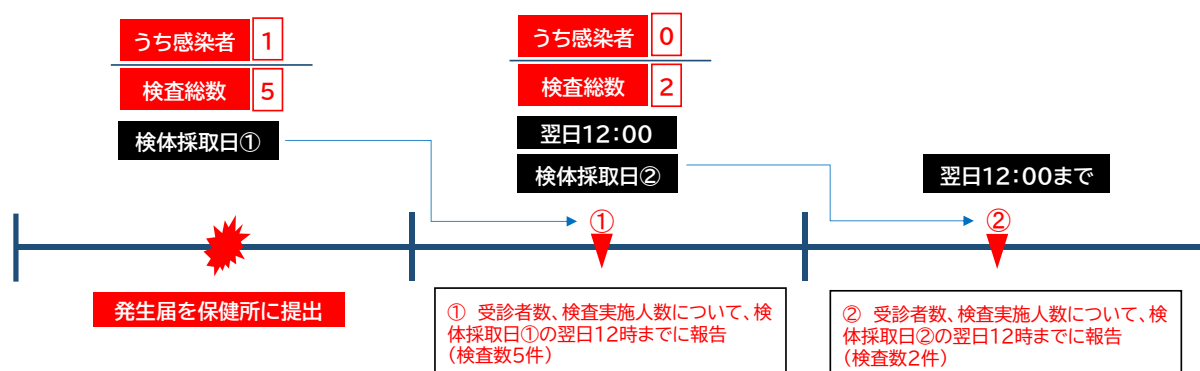
Q9 検査結果の報告は、いつまでに、どのように行えばよいか。

A9 以下のとおり報告をお願いします。

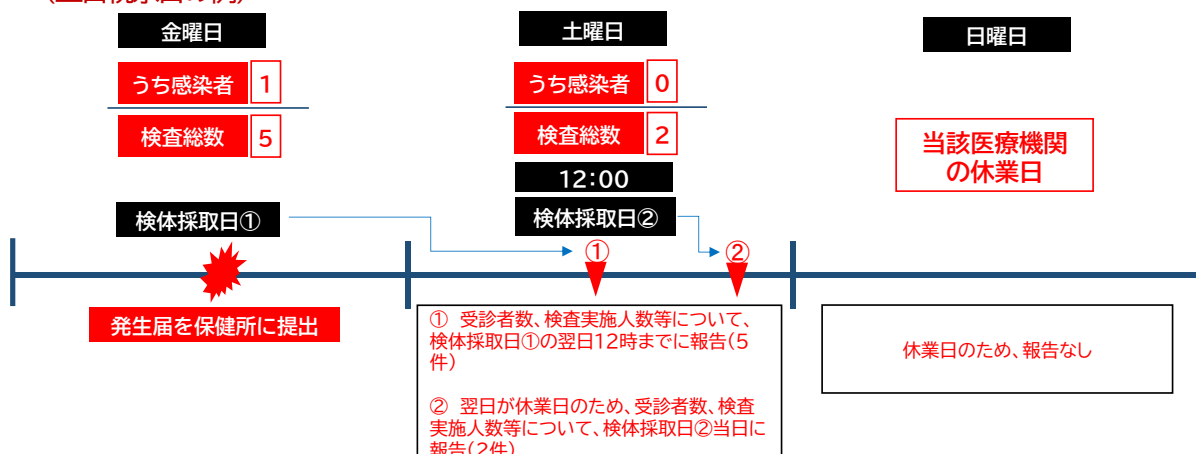
- ・ 陽性者については、直ちに保健福祉（環境）事務所に電話連絡の上、「発生届」を提出してください。
- ・ 検査人数等は、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）への入力・報告をお願いします。
- ・ 委託契約の締結後、おって、国から G-MIS の利用者 ID 及び初期パスワードが電子メール等により送付されます。G-MIS にログインの上、診療日ごとに集計した患者数・検査実施人数等を、翌日 12 時まで報告してください。
- ・ G-MIS の利用者 ID 取得まで、及びインターネット対応不可の医療機関においては、保険適用検査（県-医療機関の委託検査）及び自由診療検査報告票により、管轄する保健福祉（環境）事務所あて、翌日 12 時まで報告してください。

（翌日が当該医療機関の休業日の場合には、診療日（検体採取日）当日の報告をお願いします）。

（平日の例）



（土日祝祭日の例）



- ・ G-MIS への入力方法や入力項目は、診療・検査医療機関としての指定の有無や行政検査委託契約の有無、病院または診療所等の医療機関種別によって異なります。医療機関種別に応じた入力方法等について、詳細については、以下の県ホームページをご参照ください。

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-hersys-gmis.html>

Q10 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)での報告は必要なのか。

A10 HER-SYS への入力・届出が可能となるまでは、前頁のとおりFAXによる届出とします。

- ・ 原則、HER-SYS への入力による届出をお願いいたします。なお、HER-SYS 利用には利用者 ID が必要となりますので、HER-SYS 利用者 ID 発行・付与申請書により管轄保健所へ申請をお願いいたします。
- ・ 利用者 ID が付与され、入力・届出が可能となるまでは、FAX による届出をお願いいたします。

Q11 県とどのような形で委託契約を締結するのか。

A11 医師会への加入・非加入で手順が異なります。

医師会加入の医療機関

委託契約締結に関する権限を県医師会に委任していただき、各医療機関の代理人として県医師会が県と集合契約を行いますので、医師会に委任状を提出してください。

医師会未加入の医療機関

県と個別に委託契約の締結を行います。